

アメトクトラジンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>下記の食品の残留基準を 2ppm 以上に設定することに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) すいか（果皮を含む。） 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>残留試験データが明らかでない国際基準 3ppm を採用している。</p> <p>(2) メロン類果実（果皮を含む。） 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>残留試験データが明らかでない国際基準 3ppm を採用している。</p> <p>(3) まくわうり（果皮を含む。） 3ppm</p> <p>[理由]</p> <p>残留試験データが明らかでない国際基準 3ppm を採用している。</p> <p>(4) ホップ 100ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ドイツの残留試験 4 事例で、散布 10 日後の最大残留値 43ppm であるが、10ppm 以下の事例が 5 例あり、バラツキが大きすぎる。使用条件を検討して、もっと低値にすべきである。</p> <p>2、現行 30ppm＝国際基準でも高いのに、さらに乾燥品の EU 基準 100ppm に緩和している。</p> <p>【意見2】</p> <p>いままでのパブコメ意見で下記食品の残留基準について、残留データが明白でないなどの理由で反対してきたが、そのまま据え置かれている。残留実態を調査し、見直すべきである。</p>	<p>【回答1】</p> <p>すいか、メロン類果実及びまくわうりの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>ホップに関する今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正 令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物のみでなく、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf</p> <p>【回答2】</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしています。</p>

<p>(1) だいこん類の葉 50ppm (2) かぶ類の葉 50ppm (3) クレソン 50ppm (4) はくさい 50ppm (5) キャベツ 9ppm (6) 芽キャベツ 9ppm (7) ケール 50ppm (8) こまつな 50ppm (9) きょうな 50ppm (10) チンゲンサイ 50ppm (11) カリフラワー 9ppm (12) ブロccoli 9ppm (13) その他のあぶらな科野菜 50ppm (14) チコリ 50ppm (15) エンダイブ 50ppm (16) しゅんぎく 50ppm (17) レタス 50ppm (18) その他のきく科野菜 50ppm (19) たまねぎ 2ppm (20) ねぎ 20ppm (21) にんにく 2ppm (22) にら 20ppm (23) その他のゆり科野菜 20ppm (24) パセリ 40ppm (25) セロリ 40ppm (26) その他のせり科野菜 40ppm (27) トマト 5ppm (28) ピーマン 2ppm (29) なす 2ppm (30) その他のなす科野菜 50ppm (31) きゅうり 3ppm (32) かぼちゃ 3ppm (33) しろうり 3ppm (34) その他のうり科野菜 50ppm (35) ほうれんそう 50ppm (36) オクラ 2ppm (37) しいたけ 2ppm (38) その他のきのこ類 2ppm</p>	
---	--

<p>(39) その他の野菜 50ppm (40) ぶどう 25ppm (41) その他の果実 2ppm (42) その他のハーブ 40ppm</p> <p>【意見3】 全般的に残留基準が高すぎる。残留実態を調査し、低値に見直すべきである。</p> <p>[理由] すべての食品で、残留基準より低い暴露量＝作物残留試験成績の平均値で、EDI が算出されている。実際の残留量に見合う基準にすれば、国民の安心・安全につながる。</p> <p>たとえば、国民全体区分でTMDIへの寄与率が9%を超える、はくさい／レタス／ほうれんそう／その他の野菜は残留基準 50ppm→暴露量 13ppm となっている。</p>	<p>【回答3】 理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式により暴露評価を行い、一日摂取許容量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。</p> <p>http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</p>
---	--

ピカルブトラゾクスに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>毒性がそれなりにあるようであるので、全てについて従前と同様かより低い値を取るようにはしていただきたい。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものであり、国内の作物残留試験成績に基づき幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07841.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08414.html</p> <p>（食品健康影響評価）</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190417075</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>下記の食品の残留基準は、ピカルブトラゾクスと代謝物 B の和として設定されているが、2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。なお、文中最大残留値はピカルブトラゾクスと代謝物 B の和である。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 15ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 5.85ppm である。</p> <p>2、現行基準 10ppm でも高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>(2) はくさい 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験事例で、散布 3 日後の最大残留値 0.79ppm である。</p> <p>2、現行基準 2ppm は、高すぎる。</p>	<p>【回答 2】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>だいこん類の葉、はくさい、キャベツ、こまつな、</p>

<p>(3)キャベツ 3ppm [理由] 1、残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 1.17 ppm である。 2、現行基準 2ppm でも高いのに、さらに緩和している。</p> <p>(4)ケール 15ppm [理由]ケールの残留データは不明で、こまつな(最大残留値 6.48ppm)が参照されている。</p> <p>(5)こまつな 15ppm [理由]残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 6.48ppm であるが、1ppm レベルが 2 事例ある。</p> <p>(6)きょうな 10ppm [理由]みずなの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値 3.36ppm である。</p> <p>(7)チンゲンサイ 15ppm [理由]チンゲンサイの残留データは不明で、こまつな(最大残留値 6.48ppm)が参照されている。</p> <p>(8)ブロッコリー 2ppm [理由]残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.92ppm である。</p> <p>(9)その他のあぶらな科野菜 15ppm [理由]たかなの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値 2.69ppm である。</p> <p>(10)レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。) 30ppm [理由] 1、レタス残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 2.84ppm である。 2、リーフレタスの残留試験 2 事例で、散布日後の最大残留値 8.94ppm である。 3、サラダ菜の残留試験 2 事例で、散布日後の最大残留値 7.93ppm である。 4、現行基準 15ppm でも高すぎるのに、さらに緩和されている。</p> <p>(11)ねぎ (リーキを含む。) 3ppm [理由]残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 1.47ppm である。</p> <p>(12)トマト 2 ppm</p>	<p>きょうな、ブロッコリー、レタス、ねぎ、トマト、ほうれんそう、しょうが及びその他のハーブについては、国内で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>ケール、チンゲンサイ及びその他のあぶらな科野菜については、いずれも非結球あぶらな科葉菜類として農薬登録があることから、この非結球あぶらな科葉菜類に含まれるこまつなの作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p>
---	--

<p>[理由] ミニトマトの残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 0.60 ppm である。</p> <p>(13)ほうれんそう 30ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 8.91ppm である。</p> <p>2、現行基準 15ppm でも高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>(14)しょうが 2 ppm</p> <p>[理由]残留試験 5 事例で、散布 1 日後の最大残留値 1.08ppm である。</p> <p>(15)その他のハーブ 15ppm</p> <p>[理由]みょうがの残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 7.67 ppm である。</p> <p>【意見 3】</p> <p>全般的に残留基準が高すぎる。残留実態を調査し、低値に見直すべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、推定摂取量 TMDI の対 ADI 比は、国民全体 89.3、乳小児 128.9、妊婦 88.0、高齢者 105.3 各%で、安全の目安とされる 80%を超えている。</p> <p>2、EDI の算出においては、残留基準より低い暴露量＝作物残留試験成績の平均値を用い、対 ADI 比を国民全体 20.6、乳小児 29.7、妊婦 20.4、高齢者 24.5 各%と、低く見せかけている。</p> <p>ちなみに レタス：残留基準 30ppm→暴露量 7.08ppm、ほうれんそう：30ppm→7.288ppm、キャベツ：3ppm→0.445ppm</p> <p>3、ラットの 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験で、雌雄とも甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度が有意に増加したが、非遺伝毒性メカニズムと考えられているが、このような農薬の摂取は出来るだけ減らすべきである。残留基準を低値にし、実際の残留量に見合う基準にすれば、国民の安心・安全につながる。</p>	<p>【回答 3】</p> <p>設定した残留基準について、長期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量 (ADI) の 80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>また、理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会 (当時) の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量 (EDI) 方式により暴露評価を行い、ADI の 80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠とし</p>
---	---

ては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「甲状腺ろ胞上皮細胞の肥大や腺腫の発生頻度の増加は、ピカルブトラゾクス投与により肝薬物代謝酵素 UGT が誘導され、T4 が減少したことによるネガティブフィードバック機構を介して下垂体の TSH 産生及び分泌が増加し、甲状腺ろ胞上皮細胞を持続的に刺激した結果生じた二次的な変化であると考えられた。」と評価され、「ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄とも甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度が有意に増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADI が設定されています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190417075>

ピリダリルに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>毒性がそれなりにあるようであるので、ごぼうの 0.05（従前無記載につき 0.01）については一応許容するとしても、レタス、その他のきく科野菜、にらの増加については行わないようにしていただきたいと考える。</p> <p>また、加えて言うと、全てについて従前の値より下げていただきたいと考える。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼等が農林水産省からなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものであり、国内の作物残留試験成績に基づき、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07841.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08414.html</p> <p>（食品健康影響評価）</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20190319051</p> <p>レタス、その他のきく科野菜及びにらについては、【回答 2】 を御覧下さい。</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>下記食品の残留基準を 30ppm に設定することに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1)レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 30ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、レタスの残留試験 2 事例で、散布 2 日後の最大残留値 1.92ppm である。</p> <p>2、リーフレタスの残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値 15.2ppm であるが、1.40ppm の事例もあり、バラツキが大きすぎる。</p> <p>3、立ちちしゃの残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値 11.2ppm であるが、1.12ppm の事例もある。</p> <p>4、現行基準 20ppm でも高いのに、さらに緩和し</p>	<p>【回答 2】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p>

<p>ている。</p> <p>(2) その他のきく科野菜 15ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、食用ぎくの残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値 2.36ppm である。</p> <p>2、きくの残留試験 2 事例で、散布 14 日後の最大残留値 2.72ppm である。</p> <p>3、すいぜんじなの残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値 6.81ppm である。</p> <p>4、現行基準 5ppm でも高いのに、さらに緩和して緩和している。</p> <p>(3) なら 30ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 3 事例で、散布 1 日後の最大残留値 14.2ppm であるが、4ppm レベルの残留が 2 事例あり、バラツキが大きすぎる。</p> <p>2、現行基準 20ppm でも高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>【意見 3】</p> <p>さきに、魚介類の残留基準 0.2ppm に反対し、拙速に設定すべきでないとしたが、さらに緩和して 0.3ppm としている。</p> <p>[理由]</p> <p>1、C14 標識ピリダリルを用いて 2 濃度区分で実施された魚類濃縮性試験から得られが BCFk をベースとして、推定残留濃度が求められている。</p> <p>2、魚介類は、内水面魚介類、海産魚介類及び遠洋魚介類に分け、それぞれの推定残留濃度を内水面魚介類の 1/5、遠洋魚介類での推定残留濃度を 0 として算出した係数 (0.31) を推定残留濃度に乗じて求められているが、実測データをもとに、基準を決めるべきである。</p> <p>【意見 4】</p> <p>いままでのパブコメ意見で下記食品の残留基準について、残留データが明白でないなどの理由で反対してきたが、そのまま据え置かれている。残留実態</p>	<p>レタス、その他のきく科野菜及びにらについては、国内における作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づき、基準値を設定しています。</p> <p>【回答 3】</p> <p>魚介類の残留基準の設定については、水田などの水系に直接処理、又はその近傍で使用され、魚介類への残留が見込まれる農薬については、残留試験データ、残留農薬等検査データ、水域環境中予測濃度、生物濃縮係数等の結果を基に、基準値を設定しております。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」の別添 2 を御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>【回答 4】</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持すること</p>
--	--

<p>を調査し、見直すべきである。</p> <p>(1) そば 5ppm (2) だいこん類の葉 5ppm (3) かぶ類の葉 15ppm (4) ケール 15ppm (5) こまつな 15ppm (6) きょうな 25ppm (7) チンゲンサイ 15ppm (8) ブロッコリー 2ppm (9) その他のあぶらな科野菜 15ppm (10) しゅんぎく 25ppm (11) ねぎ 5ppm (12) アスパラガス 3ppm (13) セロリ 15ppm (14) トマト 5ppm (15) ピーマン 2ppm (16) その他のなす科野菜 5ppm (17) ほうれんそう 40ppm (18) オクラ 3ppm (19) 未成熟えんどう 5ppm (20) 未成熟いんげん 3ppm (21) えだまめ 5ppm (22) その他の野菜 5ppm (23) いちご 5ppm (24) その他のハーブ 30ppm</p> <p>【意見5】 全般的に残留基準が高すぎる。残留実態を調査し、低値に見直すべきである。 [理由] 1、推定摂取量TMDIの対ADI比は、国民全体107.5、乳小児161.0、妊婦100.1、高齢者129.3各%で、安全の目安とされる80%を超えている。 2、EDIの算出においては、すべての食品で、残留基準より低い暴露量＝作物残留試験成績の平均値を用い、対ADI比を国民全体39.0、乳小児56.5、妊婦36.4、高齢者48.7各%と、低く見せかけている。残留実態調査を踏まえ、基準を下げる</p>	<p>としております。</p> <p>【回答5】 長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。 また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露</p>
---	---

<p>ことが、摂取量を低下させ、消費者の安全・安心につながる。</p> <p>ちなみに 国民全体区分で、 ほうれんそう (TMD I への寄与率 30.8%) : 残留基準 40ppm→暴露量 18.35ppm、 レタス (17.36%) : 30ppm→ 6.93ppm、 とうもろこし ; 0.05ppm→0.01ppm、 いちご : 5ppm→1.435ppm</p>	<p>量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量 (EDI) 方式により暴露評価を行い、ADI の 80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。</p> <p>http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</p>
---	---

ピロキサスルホンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>毒性がそれなりにあるようであるので、増加は止められたい。（特にその他のきく科野菜、セロリ、その他の野菜での増加は良くないと考える。）全てについて 0.01 以下であるべきであると考えます。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07841.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08414.html</p> <p>（食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20190123010</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>下記の作物の残留基準を 0.07ppm と設定することに反対である。代謝物を含む残留実態を調べもっと低値にすべきである。</p> <p>(1)セロリ 0.07ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 29 事例で、ピロキサスルホン/代謝物 M1/代謝物 M3/代謝物 M25/代謝物 M28 の最大残留値はそれぞれ 0.052ppm/0.090ppm/<0.015ppm/<0.013ppm/<0.013ppm である。</p> <p>2、アメリカの残留基準 0.80ppm より低値だが、E D I の算出に用いられた暴露量＝残留試験で得られた平均値は 0.018ppm である。</p>	<p>【回答 2】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543</p>

<p>(2) その他のきく科野菜及びその他の野菜、その他のハーブ 各 0.07ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的な作物の残留データは不明で、アメリカのセロリ 0.07ppm が参照されている。</p> <p>2、アメリカの残留基準 0.80ppm より低値だが、E D I の算出に用いられた暴露量＝残留試験で得られた平均値は 0.018ppm である。</p> <p>【意見3】</p> <p>下記の作物の残留基準を 0.02pm と設定することに反対である。代謝物を含む残留実態を調べ、もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) ひまわりの種子 0.02ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 25 事例で、ピロキサスルホン/代謝物 M1/代謝物 M3/代謝物 M25/代謝物 M28 の最大残留値はそれぞれ 0.015/0.054/<0.015/<0.013/<0.065ppm である。</p> <p>2、アメリカの残留基準 0.30ppm より低値だが、E D I の算出に用いられた暴露量＝残留試験で得られた平均値は 0.01ppm である。</p> <p>(2) べにばなの種子 0.02ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、べにばなの残留データは不明で、アメリカのひまわりの種子 0.02ppm が参照されている。</p> <p>2、アメリカの残留基準 0.30ppm より低値だが、E D I の算出に用いられた暴露量＝残留試験で得られた平均値は 0.01ppm である。</p> <p>(3) 綿実 0.02ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 12 事例で、ピロキサスルホン/代謝物 M1/代謝物 M3/代謝物 M25/代謝物 M28 の最大残留値はそれぞれ <0.01/<0.013/<0.015/<0.013/<0.013ppm である。</p> <p>2、アメリカの残留基準 0.04ppm より低値だが、E D I の算出に用いられた暴露量＝残留試験で得られた平均値は 0.01ppm である。</p>	<p>163.pdf</p> <p>その他のきく科野菜、その他の野菜及びその他のハーブについては、これらの食品区分に含まれる食品が、セロリとともに、米国における葉柄野菜類に含まれることから、セロリの作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>【回答3】</p> <p>残留基準の設定については【回答2】を御覧ください。</p> <p>べにばなの種子については、米国における油糧種子にひまわりの種子とともに含まれることから、ひまわりの種子の作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p>
--	--

<p>(4) その他のオイルシード 0.02ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの亜麻の残留試験 10 事例で、ピロキサスルホン/代謝物 M1/代謝物 M3/代謝物 M25/ 代謝物 M28 の最大残留値はそれぞれ <0.01/<0.013/<0.015/<0.013/<0.013ppm である。</p> <p>2、アメリカの残留基準 0.30ppm より低値だが、E D I の算出に用いられた暴露量＝残留試験で得られた平均値は 0.01ppm である。</p> <p>【意見 4】</p> <p>ピロキサスルホン本体の残留基準 0.01ppm の食品が 24 種あるが、アメリカやオーストラリアと同様に、代謝物を本体に換算した合計値にすべきである。</p> <p>[理由] ラットの 2 年間発がん性試験において、雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雌で副腎褐色細胞腫の発生頻度増加が認められたが、非遺伝毒性メカニズムと考えられているが、このような農薬の摂取は出来るだけ減らすべきで、代謝物を含む残留基準を低値にした方が、国民の安心・安全につながる。</p>	<p>【回答 4】</p> <p>残留の規制対象については、検査において容易・迅速に適合判定を行う等の目的で、可能であれば単一の化合物とすることとしており、今回の基準設定に当たってはピロキサスルホンのみとしました。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>また、本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「ラットを用いた 2 年間発がん性試験において、雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雌で副腎褐色細胞腫の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量 (ADI) が設定されています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20190123010</p>
---	---

プロチオコナゾールに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>毒性、次世代への影響があるようであるので、増加は止められたい。</p> <p>また、加えて言うと、全てについて従前の値より下げていただきたいと考える。</p> <p>（カビへの対抗については他手段も多数あるので下げてよいのではないかと考える。）</p>	<p>【回答 1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07841.html （農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08414.html （食品健康影響評価） http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190319054</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>下記の作物の残留基準を 2ppm とすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) ブルーベリー 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 11 事例で、散布 7 日後の最大残留値 1.0ppm である。</p> <p>2、国際基準 1.7ppm より緩いアメリカ基準 2ppm が採用されている。</p> <p>(2) ハックルベリー 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ハックルベリーの残留データは不明で、アメリカのブルーベリーが参照されている。</p> <p>2、国際基準 1.7ppm より緩いアメリカ基準 2ppm が</p>	<p>【回答 2】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543</p>

<p>採用されている。</p> <p>(3) その他のベリー類果実 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的なベリー類の残留データは不明で、アメリカのブルーベリーが参照されている。</p> <p>2、国際基準 1.7ppm より緩いアメリカ基準 2ppm が採用されている。</p> <p>(4) その他のスパイス 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的なスパイスの残留データは不明な国際基準 1.7ppm より緩和されている。</p>	<p>163.pdf</p> <p>海外で一定の作物群グループにおいて、共通の残留基準（グループ MRL）が設定され、かつ、使用基準がグループ内の作物で共通であるものについては、当該グループ MRL を参照して日本における残留基準を設定しています。米国におけるブッシュベリー類には、ブルーベリー、ハックルベリー及びその他のベリー類果実に該当する食品が含まれることから、米国のブルーベリーの作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>その他のスパイスは、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>また、ppm オーダーの測定において 1/100 の単位までを常に正確に測定することは困難であること、国際的にも近年、整数 1 桁で残留基準が設定されていること、桁数が異なることにより検査値の取扱いに差異が生じ、監視等の検査を行う現場が混乱すること等から、0.1 ppm 未満で 0 以外の数字 2 桁以上で表記されている残留基準の場合、又は最終桁が 0 である残留基準の場合は、最初の 0 以外の数字の次の桁を四捨五入し、0 以外の数字が 1 桁となるようにしています。詳細については、平成 22 年 10 月 22 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「海外の基準値を参照する場合の桁数の取扱いについて」を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000v4sx-att/2r985200000v4yr.pdf</p>
---	--

<p>【意見3】</p> <p>下記の日本では適用登録のない作物の残留基準を0.4ppmとすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1)小麦 0.4ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 33 事例で、最大残留値 0.05ppm であるが、<0.02ppm の事例が 27 ある。</p> <p>2、国際基準 0.1ppm やアメリカ基準 0.35ppm より緩和されている。</p> <p>3、TMD I への寄与率が一番たかく、国民全体区分で、34%である。</p> <p>(2)大麦 0.4ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 25 事例で、最大残留値 0.15ppm であるが、<0.02ppm の事例が 12 ある。</p> <p>2、国際基準 0.2ppm やアメリカ基準 0.35ppm より緩和されている。</p> <p>(3)ライ麦 0.4ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ライ麦の残留データは不明で、アメリカの小麦やとうもろこしが参照されている。</p> <p>2、国際基準 0.06ppm やアメリカ基準 0.35ppm より緩和されている。</p> <p>(4)とうもろこし 0.4ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの残留試験 20 事例で、散布 14 日後の最大残留値 0.07ppm であるが、<0.02ppm の事例が 19 ある。</p> <p>(5)そば</p> <p>[理由]</p> <p>1、そばの残留データは不明で、アメリカの小麦やとうもろこしが参照されている。</p> <p>2、アメリカ基準 0.35ppm より緩和されている。</p> <p>(6)その他の穀類</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的な作物の残留データは不明で、アメリカの小麦やとうもろこしが参照されている。</p>	<p>【回答3】</p> <p>今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正令和元年 10 月 30 日付け生食発 1030 第 1 号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物のみでなく、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf</p> <p>残留基準設定の考え方については、【回答2】を御覧ください。</p>
---	--

<p>2、国際基準 0.06ppm やアメリカ基準 0.35ppm より緩和されている。</p> <p>(7) 綿実 0.4ppm</p> <p>[理由] アメリカの残留試験 26 事例で、最大残留値 0.256ppm であるが、0.1ppm 以下の事例が 18 事例ある。</p> <p>【意見 4】</p> <p>プロチオコナゾールは、日本での適用登録がなく、アメリカでは穀類ほかに散布、EU では、種いも処理に使用されている。また、家畜の飼料にも使われるため、畜産物への残留もみられる。代謝物の M17 が残留し、プロチオコナゾールに換算されて、基準に加算されている。発生毒性にも問題があり、このような農薬の摂取は出来るだけ少なくすべきで、残留基準を低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、推定摂取量 TMDI の対 ADI 比は、国民全体 11.5、乳小児 26.5、妊婦 11.4、高齢者 11.5 各%であるが、EDI の算出においては、すべての食品で、残留基準より低い暴露量＝作物残留試験成績 の平均値を用い、対 ADI 比を国民全体 1.7、乳小児 3.9、妊婦 1.6、高齢者 1.8 各%と、低く見せかけている。特に、小麦の TMDI への寄与率が高いのが気掛かりである。残留実態調査を踏まえ、基準を下げることで、摂取量を低下させ、消費者の安全・安心につながる。</p> <p>2、飼料経由で残留する畜産品の基準は、乳が 0.004ppm と一律基準より低いが、9 品目で 0.3ppm と高い。なお、EDI の算出にあたっては、乳の暴露量は 0.0003ppm とし、食用部分の残留基準 0.3ppm → 暴露量 0.0033ppm と低値にしている。</p> <p>3、ARFD は、国民全体区分には、ラットやマウスの代謝物 M17 の急性毒性試験による無毒性量を根拠に 1 mg/kg 体重とされ、妊婦又は妊娠している可能性のある女性区分には、ウサギの代謝物 M17 の発生毒性試験による無毒性量を根拠に 0.02 mg/kg 体重と決められている。</p>	<p>【回答 4】</p> <p>日本で適用がない作物への残留基準設定については、【回答 3】を御覧ください。</p> <p>理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会 (当時) の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量 (EDI) 方式により暴露評価を行い、一日摂取許容量 (ADI) の80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。</p> <p>http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</p>
---	---

ペンチオピラドに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>レタス、かんきつ類での増加が気になった。全体として減少が求められると思われるが、レタスでの増加は望ましくなく、またかんきつ類については果皮（※ゆず等については果皮の利用が多く、これを危惧する。なお、国民としては、かんきつ類については、「かんきつ類果皮」の様な項を作って管理を行う事を求めたいと考える。少なくともゆずやみかん等のよく果皮が用いられるものについては対象とされるようにしていただきたい。）での大きな増大があると思われるので、反対したい。</p> <p>どうもこの改正により、かんきつ生産者がジャブジャブ殺菌剤を使ったかんきつ生産を行うようになる事が予想されてしまうのであるが、消費者としてはかなり歓迎出来ない、というか難色を示す事になるものである。国としてはこの増加を行わないでいただきたい。（それと、繰り返しとなるが、合わせて、「かんきつ類果皮」についての管理を行うようにしていただきたい。）</p> <p>（市民としては、それよりも、ホウ酸、石灰、ケイ酸の施肥を増やしたりしてはどうなのかと思うのであるが（それと時々ポルドー液散布等）。</p>	<p>【回答1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼等が農林水産省からなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものであり、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07841.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08414.html</p> <p>（食品健康影響評価） http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20181121132</p> <p>かんきつ類については外果皮を含む果実全体として基準を設定しており、残留農薬検査も外果皮を含んだ状態で行われます。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>下記の食品の残留基準を 3ppm 以上に設定することに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の根 3ppm [理由] 残留データが明らかな国際基準 3ppm を採用している。</p> <p>(2) その他のゆり科野菜 5ppm [理由] 1、はなにらの残留試験 2 事例で、花茎の最大残留値 1.96ppm である。 2、現行基準 4ppm＝国際基準でも高いのに、さらに緩和している。</p> <p>(3) みかん（外果皮を含む。） 5ppm [理由] 温州みかんの残留試験 2 事例で、果実の最大残</p>	<p>【回答2】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543</p>

<p>留値 1.72ppm、果肉 0.16ppm、果皮で 9.16ppm ある。</p> <p>(4) レモン 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、レモンの残留データは不明で、みかん(最大残留値 1.72ppm)が参照にされている。</p> <p>2、現行基準 3ppm で高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>(5) オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、オレンジの残留データは不明で、みかん(最大残留値 1.72ppm)が参照にされている。</p> <p>2、現行基準 3ppm で高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>(6) グレープフルーツ 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、グレープフルーツの残留データは不明で、みかん(最大残留値 1.72ppm)が参照にされている。</p> <p>2、現行基準 3ppm で高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>(7) ライム 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ライムの残留データは不明で、みかん(最大残留値 1.72ppm)が参照にされている。</p> <p>2、現行基準 3ppm で高いのに、さらに緩和されている。</p> <p>(8) その他のかんきつ類果実 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、かぼすの残留試験1事例で、最大残留値 1.33ppm である。</p> <p>2、すだちの残留試験1事例で、最大残留値 0.91ppm である。</p> <p>3、現行基準 3ppm で高いのに、みかん(最大残留値 1.72ppm)を参照にさらに緩和されている。</p> <p>(9) もも (果皮及び種子を含む。) 4ppm</p> <p>[理由]、</p> <p>残留試験 2事例で、果実の最大残留値 1.29ppm、果肉で 0.04ppm、果皮で 12.0ppm である。</p> <p>2、残留データ不明の国際基準 4ppm が採用されてい</p>	<p>163.pdf</p> <p>だいこん類の根及びももの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>その他のゆり科野菜 (同じ食品分類であるニラの花) 及びみかんの残留基準については、国内での使用方法で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実については、いずれもかんきつとして農薬登録があることから、このかんきつに含まれる中粒柑橘類の作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p>
---	---

る。

【意見3】

いままでのパブリックコメント意見募集で、下記の残留基準が高すぎるとして、下げるよう求めたが、依然として、従来のみである。残留調査を行い、実態に見合うよう、数値の見直しを再々度求める。

- (1) だいこん類の葉 30ppm
- (2) かぶ類の葉 50ppm
- (3) クレソン 30ppm
- (4) はくさい 30ppm
- (5) キャベツ 5ppm
- (6) 芽キャベツ 5ppm
- (7) ケール 50ppm
- (8) こまつな 50ppm
- (9) きょうな 50ppm
- (10) チンゲンサイ 50ppm
- (11) カリフラワー 5ppm
- (12) ブロッコリー 10ppm
- (13) その他のあぶらな科野菜 50ppm
- (14) チコリ 30ppm
- (15) エンダイブ 30ppm
- (16) しゅんぎく 30ppm
- (17) レタス 40ppm
- (18) その他のきく科野菜 30ppm
- (19) ねぎ（リーキを含む。） 4ppm
- (20) にら 20ppm
- (21) パセリ 30ppm
- (22) セロリ 30ppm
- (23) その他のせり科野菜 30ppm
- (24) トマト 3ppm
- (25) ピーマン 3ppm
- (26) なす 3ppm
- (27) その他のなす科野菜 30ppm
- (28) その他のうり科野菜 30ppm
- (29) ほうれんそう 30ppm
- (30) オクラ 2ppm
- (31) 未成熟えんどう 4ppm

【回答3】

御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。

<p>(32) 未成熟いんげん 4ppm (33) えだまめ 4ppm (34) しいたけ 2ppm (35) その他のきのこ類 2ppm (36) その他の野菜 30ppm (37) なつみかんの果実全体 2ppm (38) りんご 2ppm (39) 日本なし 3ppm (40) 西洋なし 3ppm (41) ネクタリン 4ppm (42) あんず 10ppm (43) すもも 4ppm (44) うめ 10ppm (45) おうとう 5ppm (46) いちご 3ppm (47) ブルーベリー 3ppm (48) クランベリー 3ppm (49) その他のベリー類果実 3ppm (50) ぶどう 10ppm (51) かき 3ppm (52) その他の果実 3ppm (53) ひまわりの種子 2ppm (54) 綿実 2ppm (55) なたね 2ppm (56) その他のスパイス 15ppm (57) その他のハーブ 50ppm</p> <p>【意見4】 全体的に残留基準が高すぎるため、低くするよう見直すべきである。 [理由] 1、TMDIの対ADI比は、国民全体 85.8、乳小児 131.1、妊婦 75.3、高齢者 101.1 各%で、安全の目安とされる 80%を超えるか近い値である。 2、EDIの算出においては、残留基準より低値暴露量＝作物残留試験成績の平均値を用い、対ADI比を国民全体 14.2、乳小児 21.1、妊婦 12.6、高齢者 16.7 各%と、低く見せかけている。ちなみに、はくさい：</p>	<p>【回答4】 長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p>
---	--

残留基準 30ppm→暴露量 2.77ppm、こまつな：50ppm→14.36ppm。レタス：40ppm→8.563ppm、ほうれんそう：30ppm→3.32ppm、みかん：5ppm→0.11ppm などである。

3、作物別のTMDIへの寄与率は、はくさい、その他の野菜、ほうれんそう、レタス、こまつななどが高く、国民全体区分の場合、この5品目で約58%を占める。

4、ラットの発がん性試験で甲状腺濾胞細胞腺腫、マウスの発がん性試験で肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、いずれも非遺伝毒性メカニズムとされている。他の発がん物質や放射線の影響、がん患者への影響を考えると、出来るだけ、摂取量を減らすべきで、そのためには、残留基準を引き下げるべきである。

5、短期推定摂取量ESTIの算出においても、暴露量を残留基準より少なく見積っている食品が、国民全体区分で79種、幼小児区分で43種ある。

ESTIの対ARfD比が、20%をこえるのは、国民全体区分で、はくさい*/ケール*/チンゲンサイ*/たかな*/とうがん*：20%

幼小児区分で、はくさい*/こまつな*/非結球レタス類*：20%、ぶどう：30%

*は暴露量＝残留試験成績の平均値で算出され、残留基準より低値である。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「発がん性試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫、雄マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<https://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20181121132>

短期推定摂取量(ESTI)の評価については、一般及び幼小児(妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)が設定された場合には、当該集団を含む。)の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂取量(短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセンタイル値(100人中3～4番目に多く食べる人の量に相当する摂食量))を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfDが100%を超えないことを確認しています。ESTIの推計においては、作物残留試

		<p>験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、3例以下の場合には残留基準値（MRL）を用いることとしています。HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHRに変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる果汁等の場合は、中央値（STMR）を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期推定摂取量の推定等につきましては、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210-00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
--	--	---

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>基準を引き下げ、残留農薬の規制を緩くすることには大反対。農薬が人体に与える影響を考えてほしい。日本の農薬の規制基準は緩すぎる。もっと厳しくすべきである。</p>	<p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬の残留基準を設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>農薬等の残留基準の引き上げが多いのが気になる。</p>	<p>【回答2】</p> <p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>1. 参考資料で諸外国の基準との比較を示している箇所について、特定の国を恣意的に抽出するのではなく、基準を設けているすべての国の基準を並記していただきたい。他にも基準を設定している国があるにも関わらず米国が中心的に取り上げられているのはなぜなのか。米国より欧州の方が規制が厳しいというイメージがあり、わざと緩い基準を比較材料として示しているのではないかという疑念が生じる。</p> <p>2. 諸外国の基準を調査したところ基準の設定が確認できなかった国について、当該物質が無制限に使用されているのか、そもそも使用されていないがために基準が設定されていないのか、を示していただきたい。</p>	<p>【回答3】</p> <p>参考資料の別紙2の「外国基準値」は、外国の基準値を参照して本邦の基準値を設定した食品について、参照した当該国の基準値をお示ししているものです。本邦の基準値の設定根拠を示す趣旨で記載しているものであり、海外各国の基準値と本邦の基準値を比較する趣旨で記載しているものではありません。</p> <p>また、今回意見募集を行った農薬等について、調査を行った国（米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランド）で、人の健康を損なうおそれがない等の理由で、基準値を設定していないものはないとは承知しています。</p>
4	<p>【意見4】</p> <p>国民に危険な物を食べさせないで！ 添加物は使用廃止にするべきだ！ 農薬も廃止にするべきだ！ 恐ろしすぎる！</p>	<p>【回答4】</p> <p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照下さい。</p> <p>また、食品添加物についても、科学的知見に基づき、人の健康に悪影響を生じないように規制をしております。詳細については、以下の厚生労働省のホームページを御確認ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuten/index.html</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>食品安全委員会の評価基準に基づいて基準値が定め</p>	<p>【回答5】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価に</p>

<p>られているが、この食品安全委員会というのは、名前と実態と乖離が大きい。「疑わしきは禁止せず、農薬や添加物の業界に寄り添い、国民のリスク回避は二の次」という姿勢が見て取れる。「原則禁止。使用(残留)を認めるのは、ヒト3世代間にわたって99.99999%安全が確認されてから」というスタンスに転換して欲しい。特にピカルブトラゾクス、ピロキサスルホン、ペンチオピラドでは動物実験でがんや腺腫が発現したにもかかわらず、決まり文句の「腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」で通している。委員会名は「農薬、添加物、遺伝子組換え業界育成委員会」ではないかと勘違いしそうである。貴省もそれに基づき、機械的に基準値を定められているが、今一度貴省の役割を再確認の上、リスク要因は原則排除を貫いて頂きたい。</p>	<p>おいては、動物実験等の毒性評価の結果も踏まえ、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量(ADI)等が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した安全性は担保できると考えています。</p> <p>なお、ピカルブトラゾクス、ピロキサスルホン、及びペンチオピラドの残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07841.html</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08414.html</p> <p>ピカルブトラゾクス (食品健康影響評価)</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20190417075</p> <p>ピロキサスルホン (食品健康影響評価)</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20190123010</p> <p>ペンチオピラド (食品健康影響評価)</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fsciiis/evaluationDocument/show/kya20181121132</p>
--	---